

焼却炉の区分等

(1) 条例第2条第8号（別表第2第28号）に掲げる焼却炉

条例別表第2

28	焼却炉	焼却炉（火床面積が0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場
----	-----	-------------------------------------------------------------

(2) ばいじん規制基準

条例別表第7（イ指定作業場）

第1欄		第2欄			第3欄
施設の種類	規模の区分	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物1立方メートルに含まれるばいじん量（単位 グラム）			Onの値
		右二欄に掲げる施設以外の施設	特別区の存する区域内において昭和46年6月25日から昭和57年5月31日までの間に着工された施設	特別区の存する区域内において昭和57年6月1日以降に着工された施設	12
2 廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/時以上)	焼却能力が4,000kg/時以上	0.04 平成10年7月1日までに設置された施設は0.08	0.08	0.04 平成10年7月1日までに設置された施設は0.08	
	焼却能力が2,000kg/時以上 4,000kg/時未満	0.08 平成10年7月1日までに設置された施設は0.15	0.15	0.08 平成10年7月1日までに設置された施設は0.15	
	焼却能力が 200kg/時以上 2,000kg/時未満	0.15 平成10年7月1日までに設置された施設は0.25	0.25	0.15 平成10年7月1日までに設置された施設は0.25	
	焼却能力が 200kg/時未満	0.15 平成10年8月31日までに設置された施設は0.25	0.25	0.15 平成10年8月31日までに設置された施設は0.25	

(3) 大気汚染防止法第2条第2項に定める「ばい煙発生施設」は、法施行令第2条（別表第1第13号）に掲げる廃棄物焼却炉

別表第1

13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
----	--------	---------------------------------------------------

※ 大気汚染防止法に基づく届出が必要となります。

※ お問い合わせ及び届出先：東京都環境局環境改善部大気保全課 03（5388）3493

(4) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に定める「特定施設」は、法施行令第1条（別表第1第5号）に掲げる廃棄物焼却炉

法施行令別表第1（特定施設）

5	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの
---	--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) ダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項に定める「排出基準」は、法施行規則第1条の2（別表第1）に掲げる許容限度とする。

法施行規則別表第1（大気排出基準）

令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が1時間当たり、4,000キログラム以上	1立方メートルにつき 0.1ナノグラム
	焼却能力が1時間当たり、2,000キログラム以上4,000キログラム未満	1立方メートルにつき 1ナノグラム
	焼却能力が1時間当たり、2,000キログラム未満	1立方メートルにつき 5ナノグラム

備考 許容限度は温度が零度であって、圧力一気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

※ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準